

上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日
市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 市は、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネ設備等を設置する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金については、その交付に係る手続にあつては上尾市補助金等交付規則（昭和 54 年上尾市規則第 4 号）第 17 条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあつては同規則第 18 条から第 23 条までに定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ設備等 省エネ診断等において改善が提案された設備等であつて、エネルギー使用量又は温室効果ガス排出量の削減が見込まれるものをいう。

(2) 省エネ診断等 一般財団法人省エネルギーセンター、一般社団法人環境共創イニシアチブ、省エネお助け隊（経済産業省の地域プラットフォーム構築事業で採択された省エネルギー支援団体をいう。）、省エネ診断事業者（埼玉県省エネ診断事業者登録・省エネ診断事業実施要綱（平成 30 年 4 月 17 日埼玉県温暖化対策課長決裁）第 2 条第 2 号に規定する省エネ診断事業者をいう。）又はこれらに準ずる者が実施する省エネルギーのための改善提案をいう。

(補助金の交付を受けることができる者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所（工場、事務所その他事業を行う場であつて、従業員及び設備を有し、かつ、物の生産、販売、サービス提供等が、継続的に行われているものをいう。以下この号及び別表第 1 において同じ。）を有する法人又は市内で事業を営む個人であつて、自ら費用を負担して市内

の事業所に省エネ設備等を設置するものであること。

(2) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないものであること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は補助金の交付を受ける者若しくはその役員が暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（補助の対象）

第４条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業 前条に定める事業者が省エネ設備等を設置する事業であって、別表第１に掲げる要件を満たすもの

(2) 補助対象経費 前号の事業に係る省エネ設備等本体及びその附属品の購入及び設置に要する費用（同号の事業に係る資材等の運搬費及び既存設備の処分費用を除く。）

２ 前項の規定にかかわらず、同項第１号に定める事業の実施に当たり国、県その他の団体からこの要綱による補助金に相当する補助金、助成金等の交付を受けているときは、当該交付を受けた補助金、助成金等に相当する額を同項第２号に定める経費から控除する。

（補助金の交付の対象となる省エネ設備等及び補助金の額）

第５条 補助金の交付の対象となる省エネ設備等及び補助金の額は、別表第２に定めるとおりとする。

（補助金の交付の限度）

第６条 この要綱に基づく補助金の交付は、１法人又は事業を営む個人１人当たり、一の年度において、一の補助対象事業とし、１回を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第７条 補助金の交付を受けようとする者は、省エネ設備等を設置する前に、上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 省エネ設備等の設置に関する工事の見積書及び見積内訳書の写し

(2) 省エネ診断等の診断結果報告書の写し

(3) 省エネ設備等の設置に関する工事に着手する前の現況写真

(4) 当該申請をしようとする者が法人である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる書類

ア 法人の市民税に未納がないことの証明書（賦課期日以後に事業を開始したことにより本市の課税がない場合を除く。）

イ 履歴事項全部証明書

ウ 事業証明書

(5) 当該申請をしようとする者が事業を営む個人である場合にあっては、次のア及びイに掲げる書類

ア 市税に未納がないことの証明書又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の前年度の納税証明書（賦課期日以後に本市に転入し、又は事業を開始したことにより本市の課税がない場合を除く。）

イ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による通知を受けた日以後、速やかに当該決定に係る第4条第1号に定める事業（以下「補助事業」という。）に係る契約を締結し、当該補助事業に着手しなければならない。

（計画変更等の承認）

第10条 補助事業者は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金変更等承認申請書（第3号様式）に上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で承認の可否を決定し、上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金変更等承認（不承認）通知書（第4号様式）により、その結果を当該申請をした

補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日以後、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 2 月末日までに、上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金実績報告書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付決定通知書の写し
- (2) 省エネ設備等の設置等に係る契約書、領収書その他の販売業者又は施工業者に対する支払が確認することができる書類の写し（補助対象経費が確認できるものに限る。）
- (3) 省エネ設備等の設置状況を確認することができる写真
- (4) 国、県その他の団体からこの要綱による補助金に相当する補助金、助成金等の交付を受けている場合にあつては、当該交付を受けた補助金、助成金等の交付決定額を確認することができる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 2 条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査した上で、補助金の額を確定し、上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金確定通知書（第 6 号様式）により、その結果を当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 3 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付請求書（第 7 号様式）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに当該請求をした補助事業者に補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限期間）

第 1 4 条 規則第 2 1 条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（関係書類の保管）

第 1 5 条 規則第 2 2 条の規定により整備する書類及び帳簿は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象事業の要件

- 1 省エネ診断等により、提案された市内の事業所における省エネ設備等の設置で、当該省エネ診断等を実施した日から 3 年以内に行うものであること。
- 2 省エネ設備等の交換の前後で、設備等のエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量が L E D 照明器具（発光ダイオードを用いた照明器具をいい、移動可能なもの及び電池式のものを除く。以下同じ。）にあつては 5 0 パーセント以上、高効率空調設備（エネルギーコストが大きく削減された空調設備をいい、移動可能なもの及び電池式のものを除く。次表において同じ。）にあつては 3 0 パーセント以上削減できること。
- 3 省エネ設備等は、新品であること。
- 4 L E D 照明器具の設置に係る工事にあつては、一般照明（誘導灯を除く。）の器具交換を行うもの（電球部分のみを交換するものを除く。）であること。

別表第 2 (第 5 条関係)

	補助金の交付の対象 となる省エネ設備等	補助金の額
1	L E D 照明器具	当該器具の購入及び設置に要する費用（国、県、その他の団体からこの要綱による補助金に相当する補助金、助成金等の交付を受けているときは、補助対象経費の額から当該補助事業に係る補助金の額を控除して得た額）に

		2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と 3 0 万円とを比較していずれか少ない額
2	高効率空調設備	当該設備の購入及び設置に要する費用（国、県、その他の団体からこの要綱による補助金に相当する補助金、助成金等の交付を受けているときは、補助対象経費の額から当該補助事業に係る補助金の額を控除して得た額）に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と 5 0 万円とを比較していずれか少ない額